

京都における塵芥処理の変遷

—汚物掃除法成立前後を中心として—

京都府衛生部 正会員 山崎達雄

A Study on the Waste Disposal in Meiji Era in Kyoto

概 要

明治中項において処理すべき廃棄物は、一般塵芥、溝浚の汚泥、胞衣汚物であるが、量的な把握は汚物掃除法成立以前においてほとんど行われていない。

これらの処理は、塵芥の資源化の試みなど明治初期における廃棄物処理に積極的な役割を果たした化芥所が、1882(明治15)年に民間へ貸下された後、暫くの間は町の仕事として行われる。その後、特例市としての京都市の成立等、地方制度が整備されるに従い、塵芥処理も市の事業とされ、京都市は「塵芥採収請負人心得」を制定し、委託による塵芥処理を行っている。だが、塵芥採収請負人による市の塵芥処理事業は、財政的な理由等もあって長く続かず、再び各町で構成する衛生組合の事業として行われ、1900(明治33)年の汚物掃除法の成立をむかえるのである。

また、この時期における塵芥等の具体的な処理方法は、京都市内又は周辺の空地等が捨場として利用され、又、堆肥としても利用されている。なお、塵芥捨場の設置にあたっては届出制とされ、主に人家・道路等から十分離れているかが許可にあたっての大きな基準となっている。

【キーワード：塵芥処理、京都、明治中期】

1 はじめに

近世における塵芥処理は、衛生上の問題よりもむしろ河川交通、農業利水等への影響等、主に河川管理面での問題として把握されていた。公衆衛生上の課題として登場するのは、明治初期のコレラ流行以降のことである。

特に、京都においては、産業振興等のため西洋技術を取入れた諸施設がつくられるが、廃棄物もその一環として、化芥所で塵芥の資源化が試みられている。しかし、堆肥以外はその実態は明らかになっておらず、化芥所の民間移譲とともに、再び塵芥処理は基礎的な共同体である町の仕事として行われることになった。⁽¹⁾

その後、地方制度の整備とともに、京都市では塵芥採収請負人心得を定め、塵芥処理も京都市によってすすめられてゆくが、本報では、廃棄物処理に関する初めての法令である汚物掃除法成立以前の京都の塵芥処理制度について報告することにしたい。

2 明治中期における廃棄物の種類とその排出量

京都府において統計書が編纂され、人口や産業等様々の事柄について統計的な処理が行われるのは、1882(明治15)年の「明治13年京都府統計書」が最初である。しかし、この統計書も、人口、戸数等、当時の社会のごく基本的な事項しか記載されていない。このため、本稿で対象とする廃棄物処理に関し、私達が知りたい排出量、塵芥採収戸数、処理状況等についても記述されていない。

廃棄物処理に関する統計が全国的に整備されるのは、汚物掃除法が制定されてから5年も経過した1905(明治38)年のことである。この年7月に、内務省衛生局長から各府県知事に対して通知があり汚物掃除成績について統一的な様式(資料1)により報告するよう指示があった。⁽²⁾

京都市では、これに先立ち、汚物掃除法施行に伴い制定された京都市掃除監視吏員職務章程において、毎月の掃除戸数、採収した塵芥汚泥の重量等を事務年報に記載することが義務付けられている。いづれ

市 区 町 村	
掃除区画内ノ戸数 掃除監視吏員（定員） 掃除人夫延数 塵芥搬出量（容量） 汚泥搬出量（容量） 塵芥焼却所数 塵芥仮置場数 公共便所ノ数 掃除ニ関スル総費用 施行規則第二十一条ニ基キ土地ノ占有者ヲシテ処分セシムル箇所数 汚物掃除ニ関シ 掃除施行ニ関シ私人ニ戒告シタル数 宅地内下水ニ関シ 便所ニ関シ 戒告ヲ受ケ私人ノ履行シタル数 代執行シタル数	一、本様式中施行規則第二十一条ニ基キ土地ノ占有者ヲシテ処分セシムル箇所数ハ年末現在ヲ掲リヘシ 一、戒告ヲ受ケ私人ノ履行シタル数ノ欄ニハ本年中ノ戒告ニ係ル数ヲ掲ケ尚昨年中戒告シタルニ依ル数ハ※印ヲ附シ別ニ其数ヲ掲リヘシ 一、代執行シタル数モ亦前項ニ同シ

にしても、廃棄物処理に関して統計的に把握されるのは汚物掃除法施行以降のことである。

(1) 廃棄物の種類

一般塵芥については、当時はゴミ質の分析は行われておらず、その詳細は判明しない。ゴミ質の分析が行われるようになるのは、塵芥の質が処理する上で問題になるからであり、この時期は後述するように、塵芥は捨場へ運ばれるか、又は堆肥として利用

筆者が知る限りでは、ゴミ質分析の嚆矢は、1899（明治32）年度を対象とした大阪市の調査⁽³⁾である。同調査は、大阪市内8ヶ所から採取した塵芥を集めて分析したものであり、参考までに資料2に掲げておく。

溝浚については、現代でも定期的に行われている町があるが、これ以外に当時ではコレラの発生等の際に度々行われている。また、溝浚の汚泥等が溝端等に放置されていることもあり、当時の日出新聞にはその処置を望む投書⁽⁴⁾もされている。

胞衣汚物は、御産等の時に生ずる汚物で、胞衣とも呼ばれている。因習等もあって当時は床下、川等で処分されることが多かったが、この時期には、衛生上等の理由から焼却等の処理を計画する者も現わ

資料2 1899（明治32）年度における
大阪市内塵芥組成

調査名・年度 組成区分	大阪市塵芥組成 (1899 (明治32)年)	京都市調査 ^注	
		(1923 (大正12)年)	(1981 (昭和56)年)
芥(焼却後肥料の見込ある芥)	1,350 貫(83.1%)	49.3 %	% 71.7
木屑、少許の竹片	168 貫(4.1)	6.3	
土砂(5 厘目の篩をう過せしめたるもの即ち芥土)	1,877 貫(46.0)	31.5	1.6
礫	279 貫(6.8)	4.3	
石	83 貫(2.0)		
瓦及煉瓦	205 貫(5.0)		
陶磁器破片	69 貫(1.7)	3.2	5.2
武力及鐵片	11 貫(0.3)	0.9	4.9
貝殻	39 貫(1.0)	2.5	3.6
消失量 主として水分	1,077 貫(—)	—	—
そ の 他	— (—)	2.0	13.0
合 計	5,158 貫(100)	100	100

注1 家庭ごみ今昔考（高月絃）を筆者が再編成したもの
2 出典：大日本私立衛生会雑誌 vol. 210

れている。⁽⁵⁾

以下、本稿では胞衣汚物を除き、一般塵芥、溝浚の汚泥について論述することにする。

(2) 廃棄物の排出量

明治中期における塵芥の排出量に関する資料を、当時の日出新聞等の記事から拾いあげると資料3のとおりである。

塵芥等の排出量に関する資料は非常に乏しく、また1899（明治32）年以外は、塵芥運搬車輛のみし

資料3 塵芥等排出量の推移

年	対象期間	排 出 量	1 年 間 の 換算排出量	戸 数 人
1884 (明治17)	1～6月	1,541 輛（化芥所へ運搬したる荷車数）	3,082 輛	— 242,040 人
1885 (明治18)	年間	1,110,200 輛（京都化芥所へ運搬したる荷車数）	1,110,200 輛	—
1886 (明治19)	1～8月	1,130,000 輛余（同上）	1,695,000 輛	— 254,509 人
1887 (明治20)	1～11月	34,000 輛（同上）	37,000 輛	— 264,559 人
1890 (明治23)	臨時清廢法（7月）	9,774 輛	—	63,682 戸 288,867 人
1899 (明治32)	年間	15,085 輛、1,202,800 貫目（4,510.5 t）	15,035 輛（4,510.5 t）	65,854 戸 358,573 人
1900 (明治33)	7月	583,715 貫目（2,188.9 t）（京都市収集）	(27,746.4 t)	68,263 戸
	8月	649,475 貫目（2,435.5 t）（京都市収集）		
1905 (明治38)	年間	塵芥 84,716 輛、6,772,280 貫目（25,396.1 t）	84,716 輛（25,396.1 t）	67,801 戸
		汚泥 35,614 輛、2,849,120 貫目（10,684.2 t）		

出典：日出新聞、京都の歴史等

か判明しないため、正確な把握は難しい。1人1日当たりの塵芥排出量は200 g / 人・日後であると推計できよう。

3 1882（明治15）年から1890（明治23）年における塵芥処理

(1) 化芥所の民間への移管

1875（明治8）年に、塵芥処理等の為に設けられた化芥所は、産業振興・文明開化の積極的な推進者であった榎村正直が、京都府知事を辞め、他へ転出するに及んで、舎密局等の産業振興施設と同様に、1882（明治15）年4月に広野孫三郎へ貸下された。化芥所での塵芥処理については、広野孫三郎等により引継ぎ行われているが、府としては、各町における塵芥採取の順番、採取回数及び費用等を規則で定める意向もあったが結局まとまらず、化芥所と各町との協議に任かすことになった。⁽¹⁾

また、これにともない、「化芥塵芥分析規則」は廃止され、新たに、塵芥捨場3ヶ所を指定し、更に、同年7月に「塵芥掃除規則」が制定された。これ以降、1890年に、上・下京区長が「塵芥採取請負人心得」を制定するまで、塵芥処理は、近世と同様に各戸又は各町の責任で、化芥所等が中心になって民営で行われていくのである。

(2) 各町における塵芥処理

「塵芥掃除規則」では、塵芥を各戸の桶又は箱塵の塵箱へ溜め、これを月に何回か塵芥捨場へ運ぶことになっている。

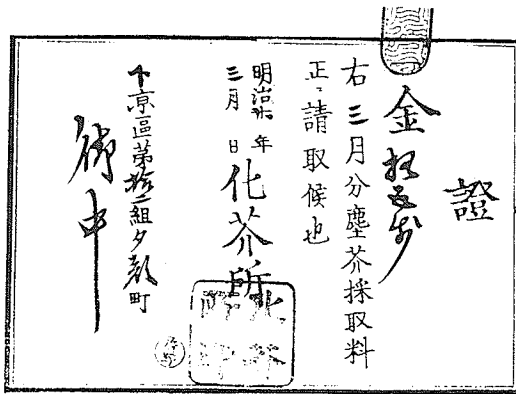
⁽⁶⁾この場合、前々報にも紹介したとおり、各戸の塵溜よりもむしろ町で共同の塵溜を設置しているケースが多かったと思われる。例えば、御倉町（三条通烏丸西入）では、1882（明治15）年8月に既存の共同塵芥仮置場について、府へ願出て認められている。これは、「塵芥掃除規則」では各戸で塵溜等を設けることになっているが、かえって戸別の塵溜等では粗造なる構造で悪臭を発散し、衛生上問題となることから、共同の塵芥置場が適当と考えたのである。このため、同町では煉化石造の共同塵芥仮置場を設けて、各戸が毎朝夕塵芥を共同仮置場へ運搬し、防臭薬を散布するとともに、翌日、免許地へ運搬するとしている。⁽⁷⁾

このように、塵芥処理は、各戸よりむしろ町とい

う共同体で行われていたと考えられる。

また、夕顔町（堺町通高辻下ル）では、資料として判明しているだけでも、1886（明治19）年から1889（明治22）年にかけて、化芥所へ町内の塵芥採取を依頼している。採集回数は不明ではあるが、塵芥採取料として毎月15銭を化芥所へ支払い、この費用は、町費等とともに、表家持及び表借家は1銭、裏借家は5厘を各戸から徴収している。（資料4）

資料4 塵芥採取料請取証



出典：〔夕顔町文書〕

(3) 塵芥捨場等の状況

ではこの時期、塵芥はどのように処理されたのであろうか。

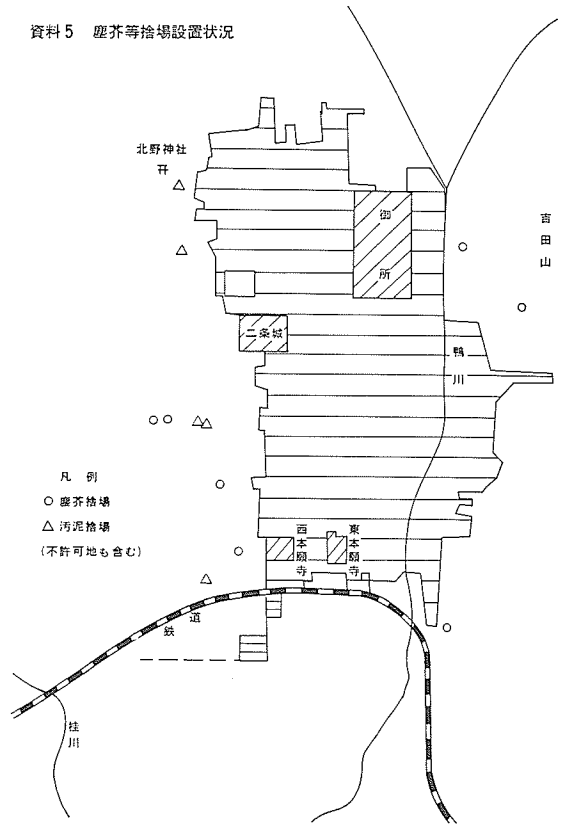
前述したとおり、公設の塵芥捨場は1882年に3ヶ所設けられているが、これ以外で各町の都合により捨場を設置する時は、「人家隔絶ノ地ヲ撰ミ当庁ニ願出ヘシ」（甲第83号）とされている。

このため、1882年から1890年までの間に、塵芥や溝浚の汚泥を処理するための捨場等設置願が京都府総合資料館行政文書に資料として残っているだけでも17件ある。（資料5、6、7のとおり）

これによれば、塵芥及び溝浚の汚泥については次のとおり処理されていたと思われる。

- 公設の塵芥捨場も含めて捨場は、当時の京都市内又は市街地周辺に設けられていること。
- 捨場が田や畑等のこともあり、また肥料や土壌改良材として塵芥や汚泥を利用したいとの願出もあるので、肥料等としても利用された可能性があること。

資料5 塵芥等捨場設置状況



- 捨場の許可にあたっては、飲料水汚染への配慮もあったが、主に、人家や道から離れているかどうかのポイントであったと思われること。
- 家屋建築用等のために掘削した穴等に塵芥を投棄することもみられたが、1888（明治21）年4月の告諭では臭気発散、井戸水への汚染からこれらの穴等については土砂で埋戻す様にされていること。
- 捨場の大きさは、塵芥では5～266坪、溝浚の汚泥については150～1,000坪で汚泥が若干大きいこと。

(4) 問題点

この時期における塵芥処理の上で問題となった事項は何であったのであろうか。

1888（明治21）年1月に、石田茂平等が京都府に対しての塵芥取扱事務改良願⁽⁹⁾を提出しているが（府は不採用）、これにより当時の塵芥採取の問題点をみとめることにしよう。

それによれば、「衛生ハ人生最大ノ要務ニシテ…其衛生ノ方法種々アルト雖トモ不潔物ノ臭気ヲ防制

資料 6 塵芥捨場設置等の願出内容（一般塵芥）

番号	願出年月日	事 項	願 出 人	願 出 理 由			内 容			許 可	京 都 府 の 対 応
				塵芥種類	願 出 理 由	地 目	面 積	周囲の状況			
1	明治 15. 1. 27 (1882)	塵芥下被の條向	地 主	化芥所 塵 芥	1 払下げを受けた養蚕場の桑畑培養のため土壌改良。 2 冥加金納付の予定。	(桑 畑)	—	—	許 可	1 市街と隔てている。 2 堆積しないと言約。 3 化芥所側に支障なし。 4 既に、市中部地の利用を許可。なお、冥加金は別途指示。	
2	16. 11. 13 (1883)	肥し用塵芥置場願	地 主	化芥所 塵 芥	自己所有の畑培養の爲化芥所不用の塵芥を肥しに用いたい。	(茶 畑)	—	泉涌寺街道より10間余り	不許可	1 愛宕郡役所の調査意見では (1) 御陵街道より10間余り離れ (2) 臭気散乱、見苦しい	
3	19. 7. 14 (1886)	塵芥堆積場新設願	化芥所他2名	塵 芥	塵芥堆積場新設願。なお、許可されれば、従前の堆積場は廃止。	畑	8畝26歩	田 or 畑 川筋に隣接	許 可	1 実施調査したところ、適当な場所と判断。 2 従前の場所、人家接近、苦情がある。	
4	19. 11. 13 (1886)	塵芥捨場付格願	願出他1名(地主)	塵 芥	明治16年1月許可の捨場の格として直接のところで捨場を設置しない。	畑	74坪 (10間×7間)	民家等から110～150間 街道から70～72間	許 可	愛宕郡役所の調査では、従前の場所(小川、街道に近接)より好しい。	
5	19. 11. 23 (1886)	当分塵芥堆積願	地 主	塵 芥	茶園畑の一角に塵芥を堆積し、畑の打返しの際、肥料に充てたい。	茶園畑	5坪	畑、道	不許可	近傍に従前許可の場所があるため	
6	19. 12. 24 (1886)	塵芥堆積場所換願	化芥所他1名(地主)	塵 芥	明治16年下京区第17区戸長役場の許可を受け、17年5月から塵芥を捨ててきた塵芥捨場は、道端で往來の人々の障害となるので移転したい。	—	17間×9間	○島原、人家、千本通から1町余 ○道端から15～23間	許 可	—	
7	20. 12. 5 (1887)	塵芥捨場御願	負担人他2名(地主、惣代)	塵 芥	○市中塵芥を許可の日から明治21年2月28日までの堆積。その後差込取片付。 ○人家隣地の地、衛生無害の場所	—	40坪 (10間×4間)	○松原通から30間 ○車道(巾6尺)有	許 可	実施餘分に及ばず、適当な場所と見込む。	
8	20. 12. 9 (1887)	塵芥捨場御願	負担人他4名(地主、隣地地主、惣代)	塵 芥	○市中塵芥を運搬。 ○衛生上、注意する。	—	50坪 (10間×5間)	○西条通から60間 ○民家から90間 ○車道(巾1間)有	許 可	実施餘分に及ばず、適当な場所と見込む。	
9	21. 2. 10 (1888)	塵芥捨場御願	負担人他5名(地主、隣地地主、惣代)	塵 芥	○市中塵芥を運搬。 ○衛生上、注意する	田	234坪	○西条通から80間 ○民家から80間 ○車道(巾1間)有	許 可	—	
10	23. 7. (1890)	塵芥捨場設置に付御願	採取請負人他3名(地主、隣地)	塵 芥	○塵芥採取請負を仰付けられたに伴い、塵芥捨場所を設けたい。	—	約110坪	○二条通から約45間 ○人家から約65間余 ○車道有 ○田(周辺)	(許 可)	—	

出典：京都府行政文書（京都府総合資料館所蔵）

資料 7 塵芥捨場設置等の願出内容（溝浚の汚泥）

番号	願出年月日	事 項	願 出 人	願 出 内 容				許 可	京 都 府 の 対 応	
				願出種類	願 出 理 由	地 目	面 積		局 所 の 状 況	理 由
1	明治 15. 2. 7 (1882)	穴埋の義に付御願	衛生委員他1名	溝浚の土砂 (上京区第 21区)	○土壁を作るための土砂取穴があり、昨年 通り、溝浚の土砂で平土化したい。 ○肥は規則通り、野外へ運搬し決して臭気 は立てない。	—	— (3ヶ所)	許 可	○人家より約18～50間	—
2	19. 11. 29 (1886)	市街溝浚泥土取捨場願	地主他2名(近隣者)	溝浚の泥土 (上京区第3、 6,7,8,15組)	○市街溝浚の泥土を明治19年、20年の溝 2箇年間取捨。 ○捨場近傍人家承諾。	—	約1,000坪	許 可	○人家から1町半～3町半 ○周囲、藪・畑	(捨場所在の戸長塗書。支障なしの意見)
3	19. 11. 29 (1886)	溝浚に付土泥捨場所御 許可願	地 主	溝浚の土泥 (上京第13、 14,15組)	○溝浚の土泥を私有地の畑地へ取埋申度。 ○人家離れ、衛生上妨害なく重簾に取扱い 疎漏ない様にする。	畑 地	1反2畝	許 可	○寺院、人家から40～60間 ○周囲、藪 ○道有り	—
4	19. 11. 29 (1886)	市中溝浚泥土取捨場願	化芥所他2名(地主、 小作人)	溝浚の泥土	○最寄市中溝浚泥土を培養の為、運搬した い。 ○市外での地で近傍の支障ない。	畑	約200坪	許 可	○人家から35～70間 ○七条通、千本通等から 20間～2町余	人家飲料水に亘りたる場所であるので。
5	19. 12. 3 (1886)	溝泥捨場の義に付願	請負人他1名(地主)	溝浚の土 (下京区第 1,2,3組)	○溝浚を請負、これに伴い土捨場を設置し たい。	—	150坪	許 可	○四条通から18間5尺 ○千本通から80間	人家隣地隙地の地であるため
6	20. 4. 6 (1887)	市中溝浚泥土取捨場願	化芥所他1名(地主)	溝浚泥土	○最寄市街土泥を培養の為入れたい。 ○市街隣地の地で支障なし。 ○泥土は、20年5月30日限、片付ける。	田	—	許 可	○人家から50間 ○千本通、四条通から 40～200間	指令の趣、所轄警察署へ届出ること。
7	21. 2. 1 (1888)	市中溝浚泥土取捨場願	化芥所他1名(地主)	溝浚泥土	○本年も市中溝浚事業に着手するが、昨年 と同様の場所へ取捨場を設置したい。	田	—	許 可	同 上	—

出典：京都府行政文書（京都府総合資料館所蔵）

スルハ最モ之レカ急務ナリ」とした上で、市中塵芥採取方法及び道路溝渠掃除方法が不完全であるとしている。

特に、採取時期が不定期なことによる屋内への塵芥の堆積、無蓋の運搬車による臭気、更には溝浚後の不潔物の道路への堆積が問題であるとしている。

採取回数等、塵芥の採取上の問題が多いが、これについては、日出新聞にも意見や苦情が掲載されている。⁽¹⁰⁾ また、石田茂平等は、これらの解決のため1日1回の採取(市場等の雑踏の地は2回以上)、採取時間の制限、有蓋運搬車の使用、更には防臭薬の散布の改良策を提言している。溝浚の汚泥の放置についても日出新聞にも取上げられているが、石田茂平等は年2回以上、人員5千人で処置するとしている。

以上のように、当時における塵芥処理の問題点は塵芥が肥料として用いられた可能性もあること、市街地が大きくなり、また現代と比較にならないほど量が少ないため捨場の確保がそれほど難しくなかったことなどから、捨場をめぐる問題よりもむしろ塵芥採取・運搬における問題が中心であったと考えられる。

4 1890(明治23)年から1897(明治30)年までにおける塵芥処理

(1) 京都市(特例市)の発足

1888(明治21)年に市制・町村制が公布され、地方制度の整備が図られるが、京都市については東京市・大阪市ともに、1889(明治22)年に市長等を置かず、府知事がこれを代行する特例市とすることとされた。

特例市として発足するに当たり、区役所から区関係の事務を(高等小学校、避病院、号砲等)、府から疎水工事関係の事務をそれぞれ引継ぐこととなったが、あわせて小学校の運営等を行っていた戸長役場も廃止され、京都市で行うこととなった。

当時、衛生行政の具体的な執行は、1887(明治20)年7月に各町に設置された衛生組合で行われていた。衛生組合は各町毎に設置され、公選された衛生組長が中心となり、井戸・便所・芥溜等の清潔の確保、種痘接種事務、伝染病予防事務等各町における衛生全般の仕事を担当していた。

また、衛生組合の事業については、戸長役場の管

理の下で、連合町費から支出されていた。例えば前項で紹介した夕顔町は、下京区第12区に属し、同第13、14、19区と連合して戸長役場が設けているが、種痘の為に医師給料や年2回の溝浚費が衛生費として戸長役場の連合町費から支出されている。⁽¹¹⁾

衛生組合については、1889年の特例市の発足、戸長役場の廃止にかかわらず存続したため、衛生組合だけでは執行は望めず、京都市において衛生常設委員を設けて行う計画がもちあがった。また、塵芥採取費についても、各戸の負担ではなく京都市の事業として執行すべき声も多かった。⁽¹²⁾

このため、京都市参事会は京都府衛生課と協議の上、京都市の衛生事業については、20名の常設衛生委員を設け、これに一切任せざる計画を立案して市会に諮った。⁽¹³⁾ しかし、市会の意向は、むしろ区役所の書記で担当すべきとの意見であり、結局、1890(明治23)年3月に府令の改正が行われ、京都市上・下京区長の執行事務に、次の三項が加えられ、塵芥採取溝浚については、京都市の事務となったのである。⁽¹⁴⁾

- 溝渠浚渫に関する事。
- 街燈建築修繕及び点燈に関する事。
- 塵芥採取に関する事。

これに伴い、衛生組合についても同年4月に廃止された。

(2) 塵芥採取請負人心得の制定

京都市上・下京区長は、街燈点燈とともに区長の事務となった塵芥採取について、1890(明治23)年4月、「塵芥採取請負人心得」を作成し、京都市参事会に報告している。これ以降、1897(明治30)年3月まで塵芥採取請負人において京都市内の廃棄物が処理されることとなった。

塵芥採取請負人心得によれば、

- 上京・下京区をそれぞれ3区画の計6区画に分割し、各区毎に請負人を入札で決め、請負人により塵芥処理を行うことになっている。
- 塵芥採取は、1ヶ月に3回、特に7～9月の夏季は4回採取するものとし、採取日は区役所へ届出ることとされた。採取日の変更については、強風雨雪に限り認められた。また、各町の街廁傍等の箒き溜等にある塵芥も採取することとされた。
- 採取した塵芥の捨場については、塵芥採取請負人が府庁(後に、警察署)の許可を得て確保する

こととされた。(後に区役所へも届出が必要となっている。)

- 各戸が特に臨時に塵芥採収を望む場合は、請負人は運搬車1輛につき8銭以内で採収するものとし、また、伝染病予防等のため臨時に市が採収を命ずるときは、これを行わなければならないものとされた。

更に、塵芥採収請負人心得については、1896(明治29)年3月に改定され、新たに「塵芥採収請負心得書」が定められるが、塵芥採収運搬車に対する規制の強化、再委託の禁止が加った以外、ほぼ1890年の請負人心得と同じ内容である。

(3) 塵芥採収費等の推移

塵芥採収は、1890(明治23)年度から、京都市上京・下京区役所の下で、塵芥採収請負人によって行われるが、京都市歳入歳出予算によって塵芥採収費等の推移をみると、資料8のとおりである。

衛生費に占める塵芥採収費の割合は、年を経るごとに減少するが、これは、「伝染病に罹る赤貧者救済費」、「伝染病予防費」、「溝渠費」等が加ってゆくからであり、塵芥採収戸数、採収回数等に大きな変化はない。

また、塵芥採収戸数を、当時の京都市の戸数と比較すると、ほぼ全戸を対象に塵芥採収が行われていることがわかる。

更に、1895(明治28)年には、塵芥捨場借上料

が予算計上され、市においても捨場確保について積極的な姿勢を知ることができる。

なお、塵芥採収費については、京都市会において度々激論がたたかわされている。たとえば、1893(明治26)年度の予算案をめぐって、塵芥採収費を削除し従前と同様各町に任せるべきであるとの意見が続出し、採決の結果賛否同数となった。このため再度後日審議され可決されるといった事態も生じている。⁽¹⁵⁾これは、規則等では塵芥採収が月に3回と決められているが、採収回数が不定期になりがちなど塵芥採収に対する不満が多くあり、各町に任せることにより、これを解決しようと考えたのであろう。

このような塵芥採収回数等に対する不満等も背景にあってか、1897(明治30)年4月には、塵芥採収請負人制度が廃止され、塵芥採収は各衛生組合に再び委任されることになるのである。

5 1897(明治30)年から1900(明治33)年までの塵芥処理

(1) 京都市による塵芥採収事業の中止

1897(明治30)年2月の京都市参事会予算会議における塵芥採収費の全額削除は、極めて突然の事であった。⁽¹⁶⁾

事実、これより以前に開催されている京都市常設衛生委員会では、塵芥採収費を含む明治30年度予算が協議され、承認されているのである。⁽¹⁷⁾

資料8 塵芥採収費の推移(当初予算・経常費ベース)

	明治23年度	24	25	26	27	28	29	30
当初予算額合計	円 153,578.620	円 230,742.203	円 192,163.183	円 241,110.006	円 159,423.044	円 173,363.219	円 206,397.999	円 252,166.534
経常予算額計	131,473.971	200,354.253	175,377.285	129,462.978	112,731.469	132,171.329	199,139.994	209,732.464
衛生費	6,218.985 (4.7%)	7,298.690 (3.6%)	6,089.160 (3.5%)	8,597.185 (6.6%)	9,933.640 (8.8%)	10,482.840 (7.9%)	12,795.155 (6.4%)	14,699.435 (7.0%)
塵芥採収費	5,093.760 (81.9%)	4,978.640 (68.2%)	4,102.085 (67.4%)	3,888.840 (45.2%)	3,935.340 (39.6%)	4,108.720 (39.2%)	4,885.040 (38.2%)	—
その他費目	1,125.225 (18.1%)	2,320.050 (31.8%)	1,818.275 (32.6%)	4,708.345 (54.8%)	5,998.300 (60.4%)	6,374.120 (60.8%)	7,910.115 (61.8%)	14,699.435 (100.0%)
採収戸数 (総戸数)	63,672戸 (63,070)	62,233戸 (64,285)	63,109戸 (65,552)	64,814戸 (64,714)	65,589戸 (66,256)	66,012戸 (67,131)	68,072戸 (66,868)	— (66,574)
採収回数	3回/月	7~9月4回/月 その他3回/月	7~9月4回/月 その他3回/月	7~9月4回/月 その他3回/月	7~9月4回/月 その他3回/月	4~9月4回/月 10~3月3回/月	6~9月4回/月 その他3回/月	—
採収費用 (戸数割)	8銭	8銭	6銭5厘	6銭	6銭	6銭	7銭	—
その他	—	—	—	—	—	捨場(8反1畝 4歩)道筋借 用料 148円	塵芥捨場借入 料 120円	—

注1 出典：京都市会決議録他、京都の歴史

また、いままでの予算審議において塵芥採取方法等に対する不満から、常に塵芥採取費の削除を主張する市会議員に対して、市参事会は市費による塵芥採取事業の必要性を主張し、予算の削減を拒否してきているのであれば、削除は尚更突然のことであった。

市参事会が何故、この時期に 180 度方針を転換したのかは、残念ながら資料が残されていないので全く不明である。だが、筆者が想像するに、これは、この年京都府から京都市移管された日吉、聚楽の両伝染病病院の費用を捻出するためと思われ、従前から市会内部で不満のあった塵芥採取費を削除し、これで病院費に充当しようと考えたのではあるまいか。

これ以降、塵芥採取を各町等に行わせる点について、1896(明治29)年に設けられた上・下京区連合衛生組合と相次いで協議が行われている。衛生組合側の反応は、上京区衛生組長・幹事等が、従来通り市で行うことを決定するなど反対の空気が強かったが、結局 3 月 18 日に、市会で塵芥採取費 7,300 円の復活案が否決されると、次第にこの問題に対する態度を軟化していったのである。⁽¹⁸⁾

3 月 28 日には上京区衛生組合幹事会で塵芥採取及び捨場確保の点につき、各町又は各組が連合して行うことを決定し、また下京区衛生組合では、各戸から 1 銭 9 厘／月から 3 厘／月までの塵芥採取費を徴収して対応することを決めているが、捨場の確保については市で対応することを要望している。⁽¹⁹⁾

これ以降、各町又は衛生組合が、従前の塵芥採取請負人と契約して町内等の塵芥を処理することになるのである。

(2) 京都衛生株式会社の設立

京都市内の塵芥採取事業は、再び民間によって行われることとなったが、1897(明治30)年9月に塵芥採取を目的とした京都衛生株式会社の設立が計画されている。⁽²⁰⁾

京都における衛生会社については、既に尿尿の運搬等や胞衣汚物の埋葬について1887(明治20)年に京都尿尿取扱会社等や吾妻社等がそれぞれ設立されているが、⁽²¹⁾これらの会社は商法制定以前の設立であり、(明治)年に商法成立後つくられる衛生会社はこの塵芥採取を目的とした京都衛生株式会社が初めてである。京都衛生株式会社の設立以降、便所掃除等を目的とした京都清潔合資会社、道

路の散水等を目的とした京都散水合資会社等の衛生会社が相次いで設立されている。⁽²²⁾

さて、市常設衛生委員、衛生組合幹事、元塵芥採取請負人等13名の設立発起人による京都衛生株式会社設立趣旨に基づき、同社の目的・事業計画等を以下詳しくみてゆくことにする。

まず、会社の設立目的については、1897(明治30)年4月から塵芥採取は市の事業から各自の責任となり、多くの町では衛生組合の事業となったが、著しい効果をあげておらず、名勝地に富み外国人の往来も多く、また諸工場等の設立に伴い人口の増加、市街の区域の拡大を目前にして、衛生上塵芥採取会社は不可欠としている。

このため、塵芥採取及び溝渠下水の浚渫を行うため、資本金1万円(1株20円で500株)で株式会社の設立を計画したとしている。また、営業上の収支は、塵芥採取請負金で塵芥捨場場所借上料等をまかなうとし、年13.8%の配当を見込んでいる。

結局、同社については、翌年1月すべての手続きを終了し、京都衛生株式会社の商業登記公告を日出新聞に掲載し、同年4月から各町又は各組と契約を締結して塵芥処理事業を開始している。

(3) 京都市公設塵芥捨場の設置

京都市における塵芥処理は、京都衛生株式会社の発足で順調にすすむと思われたが、再び京都市による公設塵芥捨場の設置を希望する声が高かった。1898(明治31)年2月には、上京区衛生組長幹事会が、再度市設塵芥捨場設置請願を京都市参事会へ提出している。⁽²³⁾

このため、京都市は、明治31年度予算で塵芥捨場買上料5,380円を計上し、同年9月に市設塵芥捨場規則を制定するとともに、塵芥捨場5ヶ所を設けている。⁽²⁴⁾

市設塵芥捨場規則によれば、塵芥捨場は無給の管理人をもって管理することになっているが、塵芥捨場が広く利用できるとの市会の意見に基づき、管理人は請負人以外とされ、更に市設塵芥捨場管理心得が制定されている。⁽²⁵⁾

これ以降、1900(明治33)年に汚物掃除法が成立し、塵芥採取等が法律で市の義務となるまで、塵芥の収集は各町、捨場の設置・管理は京都市で塵芥処理は行われてゆくのである。

〈注〉

- (1) 「明治初期における糞芥処理制度に関する二、三の考察」
(山崎達雄、第3回日本土木史研究発表会論文集)
- (2) 「例規編冊」(京都府総合資料館所蔵)
- (3) 大日本私立衛生会雑誌 vol 210、明治33年11月
- (4) 日出新聞 明治19年2月6日
- (5) 「明治16年^{自11月}_{至12月}人民指令」(京都府総合資料館所蔵)
- (6) 「古都における糞芥処理のあゆみ」(山崎達雄、第2回日本土木史研究発表会論文集)
- (7) 「明治16年^{自1月}_{至3月}人民指令」(京都府総合資料館所蔵)
- (8) 夕顔町文書
- (9) 「明治21年^{自1月}_{至3月}人民指令」(京都府総合資料館所蔵)
- (10) 日出新聞 明治19年5月13日他
- (11) 夕顔町文書
- (12) 日出新聞 明治22年8月3日他
- (13) 同上 明治23年3月12日
- (14) 「明治²³₂₄年中府令」(京都府総合資料館所蔵)
- (15) 明治26年度京都市会会議録
- (16) 日出新聞 明治30年2月26日
- (17) 同上 明治30年2月6日
- (18) 同上 明治30年3月19日
- (19) 同上 明治30年3月24日
- (20) 京都医事衛生誌、vol 142、明治30年9月
- (21) 日出新聞 明治30年9月2日他
- (22) 同上 明治31年4月21日他
- (23) 京都医事衛生誌 vol 147、明治31年2月
- (24) 明治31年度京都市市会会議録
- (25) 京都医事衛生誌 vol 55 明治31年10月